

保証証券等確認システム
受発注者さま向けマニュアル
【簡易版】

目次

<u>1. 保証証券等確認システムとは</u>	
(1) 対象契約 p. 3
(2) 取扱保険会社 p. 3
<u>2. 保証証券等確認システムの仕組み</u>	
(1) 保証証券等確認システムのスキーム図 p. 4
(2) その他 p. 5
<u>3. 発注者さまに事前にご対応いただくこと</u>	
(1) 契約約款の整備 p. 6
(2) ドメインの申請 p. 7
<u>4. お問い合わせ先</u> p. 8

1. 保証証券等確認システムとは

発注者・受注者共通

- ・2022年3月に公共工事標準請負契約約款（以下、約款）が改正され、契約の保証に係る保証証券等について、従来の約款では書面での提出を前提としておりましたが、改正後の約款では電磁的方法による提出も可能となりました。また、2022年6月14日付総行第164号、国不入企第18号の各都道府県様宛の通知文書にも記載されているとおり、電子化に対応した改正後の約款については、公共工事の発注者さまに対してその実施が勧告されており、国土交通省の発注工事においては電子化への対応が始まっております。
- ・2022年6月に総務省・国土交通省連名で各都道府県等に対し、効率的な情報交換や事務簡素化の観点から、各都道府県等においても国交省の保証証券の電子化の取組みも参考に、公共工事の入札および契約のIT化推進に取組まれたい旨の通知が発信されました。
 - ・損害保険業界では、上記の電子化への対応に加え、安全性・利便性向上を目的として、保証証券等確認システムをリリースしました。本システムの利用により、証券等のアップロード・閲覧・ダウンロードが可能となり、電磁的方法による提出に対応するほか、当該業務の効率化・ペーパーレス化推進にも向け寄与するものと考えております。

(1) 対象契約

保証証券等確認システムの対象契約は、以下のとおりです。

- ・公共工事履行保証証券（公共工事履行債券）
- ・入札保証保険※
- ・履行保証保険

※事前（保険契約前）に受注者さま・発注者さま間で証券等の提出方法（電磁的方法 or 従来の書面による方法）を確認してください。

(2) 取扱保険会社

本システムに対応している損害保険会社は8社です。（2025年12月時点）

#	利用保険会社
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
2	A I G 損害保険株式会社
3	共栄火災海上保険株式会社
4	損害保険ジャパン株式会社
5	大同火災海上保険株式会社
6	東京海上日動火災保険株式会社
7	日新火災海上保険株式会社
8	三井住友海上火災保険株式会社

（五十音順）

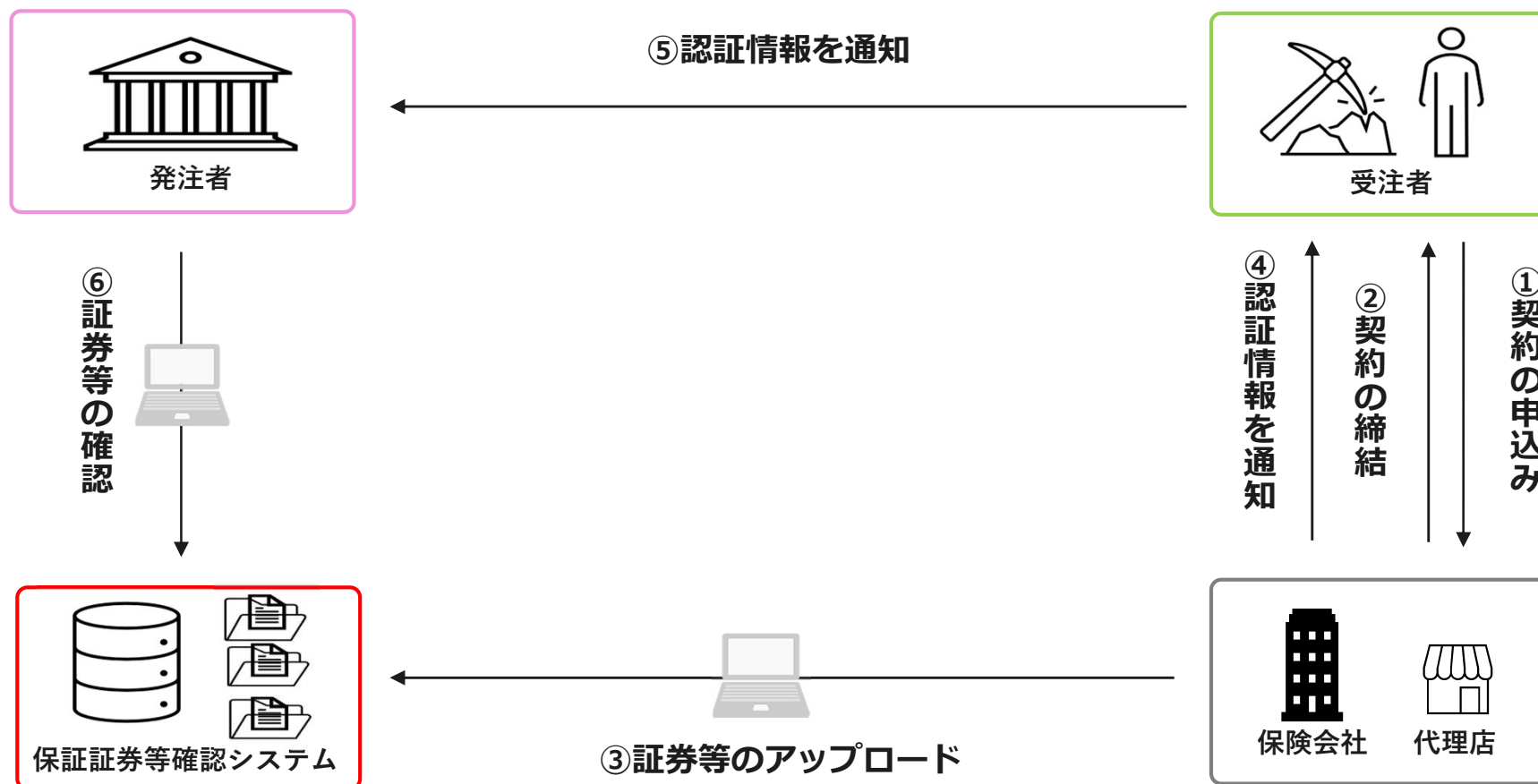
2. 保証証券等確認システムの仕組み

発注者・受注者共通

- ・ 契約の取扱代理店（または損害保険会社）は、保証証券等確認システムに証券等のPDFをアップロードします。（下図③）
- ・ 受注者さまは、保証証券等確認システムの認証情報を受領します。（下図④）
- ・ 受注者さまは、発注者さまに認証情報を通知します。（下図⑤）
- ・ 発注者さまは、認証情報を使い、保証証券等確認システムの証券等PDFを確認・ダウンロードします※。（下図⑥）
※ダウンロードには事前の申請・承認が必要です。事前申請の詳細は7ページをご参照ください。

（1）保証証券等確認システムのスキーム図

認証情報の授受方法および証券等の参照・ダウンロードフローについては、詳細版のマニュアルをご確認ください。
詳細版マニュアルへのアクセス方法は、契約締結後に保険会社・代理店から通知される認証情報（下図④）と共に連携します。



2. 保証証券等確認システムの仕組み

発注者・受注者共通

(2) その他

ア. サービス提供時間

6時～24時（土日祝日および年末年始（12月31日～1月3日）除く） ※システムメンテナンス等でご利用いただけない場合があります。

イ. 推奨環境

画面デザイン	-	対象デバイスはPCのみとします。
制限事項	ブラウザ機能	ブラウザの複数タブ利用、ブラウザの戻るボタン利用については対応しないものとします。 対象ブラウザはMicrosoft Edge、Google Chrome、Firefoxとします。

画面解像度	1024×768ピクセル以上	
フォントサイズ ・拡大縮小率	標準、100%	
OS・ブラウザ	Windows11	MicrosoftEdge
		GoogleChrome
JavaScript	利用が有効となっていること	
Cookie	利用が有効となっていること	
端末へのポリシー適用	本システム利用元の組織により設定された端末に対するポリシーについて制御は行いません。	

3. 発注者さまに事前にご対応いただくこと

発注者・受注者共通

- ・事前（保険契約前）に受注者さま・発注者さま間で証券等の提出方法（電磁的方法 or 従来の書面による方法）を確認してください。
- ・電磁的方法により提出（保証証券等確認システムを利用）するためには、発注者さま側で請負契約約款が電子化に対応している必要があります。

<ポイント>

- ▽書面により発注者さまへ「寄託」することを求めていた保険証券について、一定の電磁的措置を講じた場合に「寄託したものとみなす」とすること。
- ▽「電磁的措置」については、あらかじめ発注者さまがそれを認めていること。

(1) 契約約款の整備

保証証券等確認システムをご利用いただくには、現場説明書、公共工事標準請負契約約款（発注者さまと受注者さま間の契約）において、下線部にあるような趣旨の記載が必要です。

現場説明書（例）

(契約保証金に関する記載部分) 契約保証金

金融機関又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約に係る保証書又は証券について、電磁的記録として発行されたものの取扱いが可能な工事（業務）である。この場合には、当該電磁的記録として発行された保証書又は証券を閲覧するために金融機関等又は保険会社等から交付される契約情報及び認証情報を提供すること。

公共工事標準請負契約約款（例）

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の●以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の●に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

3. 発注者さまに事前にご対応いただくこと

- ・保証証券等確認システムから証券等をダウンロードするには、「ドメイン（メールアドレスの@以降）」を発注者さまから日本損害保険協会へ申請いただき、日本損害保険協会・損害保険会社の承認を経て本システムへ登録する必要があります。
- ・登録（利用開始）までに一定時間を要しますので、本システムを利用される発注者さまは事前に申請をお願いします。

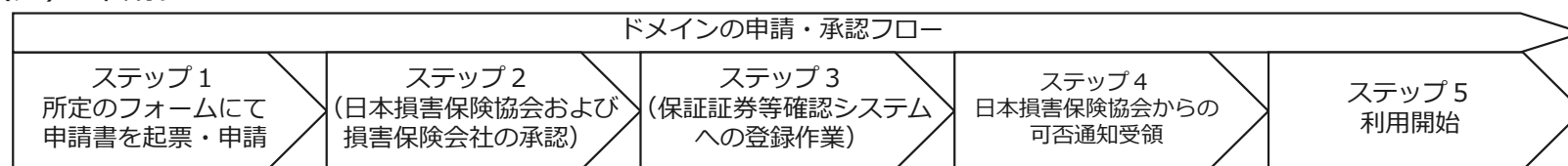
(2) ドメインの申請

ア. 目的

発注者さま以外が安易にPDFをダウンロードすることを避けるため、発注者さまのドメイン（メールアドレスの@以降）について事前に申請いただきます。日本損害保険協会および本システムを使用する損害保険会社の承認を経て承認・登録したドメインのみ、ダウンロードを可能とします。なお、システム内で証券等を確認するのみ（ダウンロードしない）の場合、本申請は不要です。

イ. 申請フロー・申請先

(ア) 申請フロー



(イ) 申請先・申請フォーム

一般社団法人 日本損害保険協会 業務企画部 地震・火災・新種グループ (E-MAIL : syouken-kakunin★sonpo.or.jp)
※メール送信の際は「★」を「@」(半角)に置き換えて下さい。

ウ. 申請・承認状況の確認方法

保証証券等確認システムの承認が完了した発注者さまは、一般社団法人 日本損害保険協会の公式ウェブサイト（HP）のドメイン登録済み団体一覧に掲載※します。（申請・承認された発注者さまの引受可否については、各社規定によって異なります）

※原則、団体・組織名を記載します。なお、同一組織であっても部署や下部組織等でドメインが異なるケースも想定されるため、同一組織であっても、部署等によりドメインが異なる場合は、別途申請が必要となります（部署レベルで団体名を掲載するため、申請フォームに部署名までご記載ください）。

一般社団法人 日本損害保険協会 公式ウェブサイトURL : <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/syouken/kakunin/index.html>

エ. ドメインの追加承認の頻度・申請～利用開始に要する期間（目安）

<頻度> 年に4回（5月下旬（2月～4月申請分）・8月下旬（5月～7月申請分）・11月下旬（8月～10月申請分）・2月下旬（11月～1月申請分））
<申請～利用開始に要する期間> 最長3か月程度

オ. ドメインの追加・変更・削除が発生した場合

申請フロー・申請先 および 申請・承認状況の確認方法は、上記と同じ

4. お問い合わせ先

<本システムに関する一般的なお問い合わせ先>

契約の取扱代理店または損害保険会社営業店担当者

<発注者さまドメインの登録申請先>

一般社団法人 日本損害保険協会 業務企画部 地震・火災・新種グループ

E-MAIL : syouken-kakunin★sonpo.or.jp

※メール送信の際は「★」を「@」（半角）に置き換えて下さい。

5. 改定履歴

改定時期	改訂ページ	改定内容
2025年11月	-	第1版作成
2026年1月	p.3	対象契約の記載修正
		システム説明の記載修正
2026年3月	-	簡易版マニュアル作成